

○ドメスティック・バイオレンス被害者等支援要綱

平成14年4月1日

(総則)

第1条 この要綱は、ドメスティック・バイオレンス(夫婦、恋人等の親密な関係において行われる身体的、精神的、経済的等の強制)及びその他の女性に対する暴力による被害を受け、かつ、引き続き被害を受けるおそれのある者(以下「被害者等」という。)の安全を確保し、自立を支援するために、一時的保護又は避難のための費用の一部を支給するものとする。

(対象者)

第2条 支援の対象者は、市内に在住する被害者等で、市長が緊急な一時的保護又は避難が必要と認めるものとする。

(支援内容)

第3条 被害者等の支援については、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額を支給する。

- (1) 一時保護施設又は避難場所までの交通費 実費相当分
- (2) 一時保護施設に入所するまでの食費 実費相当分(1日1人につき1,000円を限度とする。)
- (3) 一時保護施設の都合で、当該施設に入所できない場合の宿泊費 実費相当分(1日1人につき6,000円を限度とする。)
- (4) 一時保護施設に入所した場合 当該施設で定められた使用料。ただし、生活保護を受けるまでの間に限る。
- (5) 一時保護施設からの住居を探し、就職活動その他自立していく活動のための交通費を所持していない場合 実費相当分
- (6) 自立のため住居を賃借する際に保証人を確保できない場合 保証人契約に係る経費として実費相当分(1回2万円を限度とする。)
- (7) その他市長が必要と認めたもの 市長が認めた額

(申請方法)

第4条 前条に規定する支援を受けようとする者は、一時支援申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(関係機関との連携)

第5条 市長は、一時保護をしようとする場合は福祉事務所、児童相談所その他関係機関と

緊密な連携を図るものとする。

(その他の事項)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、民生局こども家庭支援センター長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

別記様式(第4条関係)

一時支援申請書

年 月 日		
(あて先)横須賀市長		
申請者	住 所 氏 名 生 年 月 日 電 話	
支援を受けようとする者の氏名 (申請者を除く。)		生年月日
一時保護施設又は 避難場所		
(事務処理欄)		

別記様式(第4条関係)